



会員各位

このたび、IATAよりIATA危険物規則書(DGR)第54版の重要な変更点(54th Edition Significant Changes)について別紙のとおり通知がありました。会員各社の参考に資する為、JACISにて邦訳を作成しましたので、以下に掲載致します。邦訳につきましては、原文にできる限り忠実な翻訳を心がけていますが、一部分かり難い面は意識している部分もあります。日本語として分かり難い点や不明な点、疑問の点等ありましたら、必ずIATAの原文を参照するようにして下さい。なお、当該内容は、最終版ではなく、第54版の発行までに、更なる変更、追加、訂正等があり得ますこと、予めご了承願います。

2012年8月
航空危険物安全輸送協会



IATA 危険物規則書 第 54 版の重要な変更点(邦訳)

IATA DGR の第 54 版は、2013 年 1 月 1 日に発効する。最終四半期にできあがるが、これは既に改定作業が始まっていることを意味している。前年(2012 年)中に、重要な変更点についての文書を用意する(現在、その作業中)が、さしあたって、以下に注意すべき幾つかの重要な分野をあげておく。

- ヘリコプター運航についての特別要件や違いについて規定するため、危険物のヘリコプターでの輸送について定めた特別規定を規則書の適切な場所に含めた。
- Addendum(追補版)が発行された際に、DGR の利用者が、規則を確実にアップデートすることを補助する為、規則書に Addendum の記録を追加することとした。
- 任命(指名)された郵便取扱者の教育訓練について定める為、第 1 章 5 節に新たな表が追加された。これに伴い、任命(指名)された郵便取扱者についての新たな定義や、航空郵便による危険物の輸送についての新たな規定が設定された。
- 旅客または乗務員の受託手荷物、および/または、機内持ち込み手荷物に入れることが許可されている危険物についての規定について改定された。特別規定の適用によって「危険物とはならない」品目を定めた沢山の追加が加えられた。この中には、サイズの制限はあるものの、防漏型蓄電池を許可する旨の追記も含まれる。
- 当該規則の制限を受けることなく輸送できる、極少量の危険物(内装容器あたり 1g/1mL で、包装物あたり 100 g/100 mL)について定めるため、微量危険物の規定の中に、新たな規定が追加された。
- リチウム電池に適用される規制的要件が、再度、見直し、改定の対象となった。変更には以下が含まれる。
 - “UN Manual of Test and Criteria”の中の試験要件の改定。第 5 改定版に従って試験されたタイプのリチウム電池は、2013 年末まで製造を継続してもよい。それ以降は新規の試験要件が適用されなければならない。
 - リチウム電池の製造者は、品質管理システム(プログラム)を導入することが要求される。この品質管理システム(プログラム)は第 3 者機関による認証を必要とするものではないが、求められた場合には、規制者に供することができるものでなければならない。
 - 表 4.2 に示された包装物あたりの制限は、全ての量を、包装物あたりのリチウム電池の正味量にするよう改定された。これはまた、機器に組み込まれたリチウム電池および機器と同梱されたリチウム電池にも適用される。正味量の制限はまた、Section II の機器に組み込まれたリチウム電池および機器と同梱されたリチウム単電池および組電池にも適用される。
 - 包装基準 965 または 968 に基づいて準備された Section II に該当するリチウム電池の大口貨物についての懸念にこたえるため、Section II の包装物あたりの制限量が著しく減らされた。2.7 Wh までのリチウムイオン電池やリチウム含有量が 0.3g までのリチウム金属電池といった非常に小さな単電池や組電池については、包装物あたりの制限量は 2.5 kg である。Section II に該当するリチウム単電池および組電池でこの規格を超える

ものは、包装物当たり、単電池は8個、組電池は2個までに制限される。それ以上の量(個数)のリチウム単電池および組電池で、Section IIの規定、すなわち、リチウムイオン電池で、20 Wh(単電池)/100 Wh(組電池)まで、リチウム金属電池で、リチウム含有量が1 g(単電池)/2 g(組電池)まで、を満たすものは、新たに設定されたSection IBの規定に則って輸送されなければならない。Section IBに該当する貨物は、荷主向け危険物教育訓練を含む、当該危険物規則のすべての要件に従わなければならない。ただし、非国連規格容器を使用してもよいし、要求される情報が代替の書類に記載されていれば危険物申告書も要求されない。Section IBに該当する貨物の包装物あたりの制限重量は、現行(2012年)のSection IIの制限と同じ、すなわち、リチウムイオン電池の場合、10 kg G(包装基準 965)、およびリチウム金属電池の場合、2.5 kg G(包装基準 970)、である。Section IBに該当するリチウム電池の包装物には、リチウム電池取扱いラベルと第9分類の危険性ラベルの両方を貼付しなければならない。

- 危険物リストの訂正には、以下を含む。
 - 電気二重層キャパシタ (Electric double-layer capacitors)、UN 3499 の新規追加。
 - “Cartridges for tools, blank”が正式輸送品目名として UN 0014 に追加された。
 - 区分 2.1 および 2.2 の中に、“chemicals under pressure”用に6つの新たな品目が UN 3500 – 3505 として追加された。
 - JおよびL欄の総重量を示す”G”の参照が全て削除された。これは、正味量の定義の改定に付随してのもので、付録Aの変更を参照のこと。(ただし)少数の少量危険物品目については、まだ、総重量 30kg の制限は残っている。
 - 第8分類の副次危険性をもつすべての chlorosilane は、貨物機専用として規制される。
 - UN 2809 の水銀に毒物の副次危険性が割り当てられた。当該変更に伴って、“Mercury in manufactured articles”(製品の中に入れられた水銀)は、UN 3506 に割り当てられることとなった。
- 特別規定に関する極めて多くの改定および追加がなされた。これらには、以下が含まれる。
 - 旅客機に搭載される正味量 35kg までの航空機用のリチウムイオン電池を特別に許可する、航空機用バッテリーについての特別規定の改定。
 - 製品の中に入れられた水銀についての特別規定に、特定量までの水銀を含んだランプは適用除外とする旨の規定を入れる改定。
 - キャパシタや加圧された化学品の分類や他の要件について規定する新たな特別規定が追加された。
- 包装基準に関して、加圧された化学品やキャパシタといった新たな品目に対する新たな包装基準が設定された。吸収材の要件についてふれた包装基準の中の規定が改定され、内装容器の全内容物を吸収するのに十分な量の吸収材を入れなければならなくなった。
- 機長への書面による情報提供(NOTOC)に適用される規定の変更がなされた。当該変更には、NOTOC 上の情報は、運航統制に責任のある者、すなわち、航空会社の運航統制センターに提供されなければならない旨明記した新たな要件が含まれている。この要件は、2014年1月1日より必須となる。
- (付録A)用語の解説に訂正が加えられた。この中には、“正味量”の定義の改定も含まれている。これは、従来総重量が適用されてきた、湿式電池やリチウム電池といった物品について規定するためである。

以上